仕様書

１ 業務名

京都市立新林小学校オブジェ調査作業

２ 業務目的

京都市立新林小学校敷地内で発見されたオブジェ（石材加工品 ２段積 上部回転可）について、新たに展示を行うにあたり、作品の安全性の調査を行う。

３ 履行期限

令和 8 年 11 月 20 日

４ 履行場所

京都市立新林小学校（京都市西京区大枝西新林町四丁目 4）

５ 担当

京都市教育委員会事務局教育環境整備室(用地土木) 梶原 TEL:075-222-3795

６ 業務範囲

別紙参照（付近見取り図、平面図）

７ 業務内容

① 調査作業着手前に、光波測距器にて現況位置、設置形状、設置高の測量を行うこと。
② 調査ヤード（2.7m×4.5m 程度）の周囲はカラーコーンなどを設置する。
③ オブジェ（以下 対象物）上部を養生材にて養生し、16t 吊りレッカー車にて対象物上部を吊り上げ、指定した調査ヤードに板材を敷いて仮置きすること。
④ 対象物下部を養生材にて養生し、16t 吊りレッカー車にて対象物下部を吊り上げ、指定した調査ヤードに板材を敷いて仮置きすること。
必要に応じて現況設置地盤を人力にて掘削などを行う。
⑤ 各部位の調査（対象物の沈下状況、可動部又は接続部の状況、石材の劣化状況など）を行い、現状を確認し写真撮影を行うこと。
⑥ 対象物下部を養生材にて養生し、16t 吊りレッカー車にて対象物下部を吊り上げ、指定する位置に設置すること。
⑦ 対象物上部を養生材にて養生し、16t 吊りレッカー車にて対象物上部を吊り上げ、下部との可動部又は接続部を確認しながら設置すること。
⑧ ⑤及び⑥の作業時には、予め設置した光波測距器にて確認しながら行うこと。
⑨ 作業報告は本市指定の竣工届及び作業状況写真（着工前、施工中、完了）とする。

８ 支払条件

業務完了後、履行場所において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業

務に係る経費を支払う。

9 特記事項

① 作業に要する労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費および諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

② 業務に伴い発生した産業廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費および処分費は、本業務に含む。

③ 作業責任者を明確にし、学校及び担当者に報告すること。

④ 作業時期は、契約決定後に学校及び担当者と調整して決定すること。

⑤ 作業時は児童の安全を最大限考慮し必要な安全措置を講じること。

⑥ 学校敷地内を車両が通行する際は最徐行の上、事故が無いよう細心の注意を払うこと。

⑦ 作業実施者の安全管理は、受注者の責任において行うこと。

⑧ 問題が生じた場合は、速やかに学校及び担当者に連絡すること。事故等により第三者やほかの工作物に損傷を与えた場合は、受注者の責任において対応すること。また、作業に際し、汚損等があった場合は、受注者にて原状復旧を行うこと。

⑨ 受注者は、本業務を通じて知り得た個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らす及び他の目的に使用してはならない。契約が終了又は解除された後においても同様とする。

⑩ 本業務上発生した疑義については、発注者と受注者が協議のうえ対処するものとする。